

西予市条例第21号

西予市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

西予市長 管 家 一 夫

西予市景観条例の一部を改正する条例

西予市景観条例(平成27年西予市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。
第 7 条第 1 項第 3 号中「昭和45年法律第173号」を「昭和45年法律第137号」
に改める。

第 8 条中「第16条第 7 項第11号」を「第16条第 8 項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 23号)附則第 1 条本文に定める日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。
ただし、第 7 条第 1 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。